

< 公告文兼入札説明書 > (工事・修繕)

令和 8 年 (2 0 2 6 年) 9 月 1 日

平塚市長 落合 克宏

地方自治法施行令 (昭和 2 2 年政令第 1 6 号) 第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき、一般競争入札参加資格等必要事項を次の通り公告します。

なお、本案件の競争入札参加資格確認申請者は、競争入札参加資格確認申請をもって、文末別紙の「誓約事項」のとおり誓約したものとみなしますので、必ず確認してください。

1 入札に付する事項

別紙「入札案件概要書」のとおり

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者としてします。

(1) 各案件に共通する事項

- ア 令和 7 年・8 年度平塚市競争入札参加資格者名簿に登録が認められている者であること
- イ 建設業法第 2 7 条の 2 3 第 1 項に定める経営事項審査結果通知を受けている者であること
- ウ 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 に掲げる者でないこと
- エ 公告日から入札参加資格確認通知日までの間に、建設業法第 2 8 条に定める指示又は営業停止を受けていない者であること
- オ 公告日から入札参加資格確認通知日までの間に、平塚市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要領に基づく停止措置を受けていない者であること
- カ 平塚市暴力団排除条例 (平成 2 3 年平塚市条例第 9 号) に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団等と密接な関係を有すると認められる者でないこと
- キ 神奈川県暴力団排除条例 (平成 2 2 年神奈川県条例第 7 5 号) 第 2 3 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反しない者であること
- ク 2 年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法 (平成 1 4 年法律第 1 5 4 号) に基づく更生手続又は民事再生法 (平成 1 1 年法律第 2 2 5 号) に基づく再生手続 (以下「更生手続又は再生手続」という。) の開始決定を受けた後、再度「(1) ア」に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く
- ケ 前 6 箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していない者であること。ただし更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度「(1) ア」に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く
- コ 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと
- サ 事業税並びに消費税又は地方消費税のいずれも滞納している者でないこと
- シ 当該年度を含む過去 3 年間に平塚市発注工事において工事成績評点 6 0 点未満の工事を施

工した者で業務の改善が見込めない者でないこと

ス 経常建設共同企業体及び協同組合が参加する場合は、その構成員でないこと

セ かながわ電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により入札までの手続きを行える者であること

（２）案件別事項

ア 別紙「入札案件概要書」、「設計図書とその他書類」のとおり

イ 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定はありません。

３ 入札参加資格確認申請

（１） 入札参加希望者は、令和 8 年 9 月 4 日（金）17 時まで電子入札システムにより競争入札参加資格確認申請をおこなってください。

入札参加資格の確認結果は、令和 8 年 9 月 8 日（火）に電子入札システムの競争入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）により行います。

なお、確認通知発送後落札決定日までの期間に入札参加資格の要件を一つでも備えなくなったときは、その確認を取り消し入札に参加することができなくなります。

（２） 入札参加要件を満たしている案件には、原則として件数制限無く参加確認申請を行えます。

落札候補者の金額を明示した後に、辞退するときは、開札日から 2 日後（土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始（以下「閉庁日」という。）を除く。）の 12 時までに辞退届を契約検査課窓口まで持参して提出してください。

なお、届出なく落札決定後契約を辞退すると不誠実な行為として平塚市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要領に基づく停止措置の対象となりますのでご注意ください。

４ 入札に必要な書類の取得

（１）案件毎の設計図書類は設計図書類専用のホームページからダウンロードしてください。

ダウンロードの方法は契約検査課ホームページ掲載の「平塚市入札手続きガイド」（URL: <https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/common/200200899.pdf>）を参照してください。ただし、公告文内で別途指定する場合はその方法によります。

案件に依らない共通様式は契約検査課ホームページの「工事契約関係書式のダウンロードページ」から取得してください。

（２）設計図書等に対する質問は条件明示書に記載された日時・方法によって行ってください。回答は条件明示書に記載された日の正午以降に（１）と同じ設計図書類専用のホームページに掲載します。

５ 入札及び開札の日時

別紙「入札案件概要書」のとおり

６ 入札執行等

（１）設計金額 200 万円を超える工事（修繕含む）については、最低制限価格を設定します。最低制限価格未満の額での入札は失格となります。なお、最低制限価格の算出方法については、

契約検査課ホームページ及び設計図書類専用のホームページに掲載している「工事用最低制限価格算出シート」を参照してください。

- (2) **入札時には内訳書を添付して提出していただきます。提出用内訳書は設計図書類専用のホームページに掲載しているものをご使用ください。**なお、**内訳書の添付が無い入札は無効**となります。
- (3) 設計金額1億7千万円以上の工事(修繕含む)及び総合評価方式による発注工事については、低入札価格調査制度の対象となり、最低限度価格と調査基準価格を設定します。最低限度価格未満の入札は失格となります。
- 最低限度価格以上調査基準価格未満の額での入札があった場合、落札決定を保留し、低価格入札に係る調査を行います。
- なお、調査基準価格および最低限度価格の算出方法については、契約検査課ホームページ及び設計図書類専用のホームページに掲載している「調査基準価格算出シート」を参照してください。また低入札調査を経ての契約に際しての条件については契約検査課ホームページに掲載している「低価格入札による契約の条件について」を参照してください。
- (4) 落札決定にあたって、入札書に記載された金額にその金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、消費税にかかる課税事業者であるか免除業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載(入力)してください。
- (5) 入札執行回数は原則として1回としますが、開札の結果、予定価格の制限の範囲内での価格の入札が無いときは、再度入札を引き続き1回まで行います。
- (6) 入札締切時間までに入札書及び辞退届を提出しない場合は「不着」となります。**不着は円滑な入札成立を阻害するので行わないようにしてください。**
- (7) 落札決定後、契約までの間に平塚市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要領に基づく停止措置を受けた場合(軽微な事由による停止措置を除く。)は落札決定を取り消します。
- (8) 入札にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に違反する恐れ、あるいは事実が確認されたときは、入札を延期又は中止する場合があります。
- なお、契約後であっても不正な行為が判明したときには、契約解除等の措置をとる場合があります。

7 疑義の申し立て

本入札にあたっては、開札後落札決定を保留し、疑義申し立て期間を設けます。

疑義申し立て期間は開札日の13時から開札日から2日後(開庁日を除く。)の12時までとします。

契約検査課ホームページに掲載の「平塚市発注工事等の入札における開札後の疑義申立について」をご確認ください。

8 事後審査

入札参加条件に実績等要件を付した入札は、疑義申し立て期間の終了後、落札候補者の実績等要件に係る提出書類を審査します。

契約検査課ホームページに掲載の「事後審査制度の試行について」をご確認ください。

9 入札保証金

入札保証金は、平塚市契約規則に定めるところによります。入札保証金の納付が必要な参加者には確認通知後、入札保証金納付に必要な書類を郵送します。入札締切時間までに入札保証金が納付されなかった場合や入札保証金が不足している場合、失格となりますのでご注意ください。

10 契約保証金

契約保証金は、平塚市契約規則及び設計図書の定めるところによります。

11 前払金・部分払

前払金・中間前払金・部分払は、平塚市契約規則及び仕様書に定めるところによります。

12 火災保険等への加入

契約金額（税込）が500万円以上となった契約は、平塚市工事請負契約約款第57条の定めるところにより火災保険等（土木工事保険・組立保険等）への加入が必要となります。

13 入札無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当すると認められる入札は無効とします。

- （１）資格要件を備えない者が行ったもの
- （２）入札に必要な書類について虚偽の記載をした者が行ったもの
- （３）提出された内訳書の金額を上回る入札
- （４）前各号に掲げるもののほか、市長が特に指定した事項に違反したもの

14 契約の成立要件

契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第14号）第2条の規定に該当するものは、議会の議決を要します。

なお、議決までの間に平塚市一般競争入札参加停止又は指名停止措置要領に基づく停止措置を受けた場合（軽微な事由による停止措置を除く。）は、契約を解除します。

議決を要する案件は、案件概要書の工期の開始日に「議会の議決を得た日から」と表示します。

15 契約書の作成

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要します。

なお、入札・契約に要する書式の作成費用は、落札者の負担とします。

16 内訳書の提出

工事・修繕については、落札者は契約時に金額を記載した内訳書を提出してください。なお、提出する内訳書は、土木系工事・修繕については本工事内訳書までとし、建築系工事・修繕については種目別内訳書・科目別内訳書までとします。また、材料費、労務費、安全衛生経費、建退協掛金、法定福利費を必ず記載してください。

17 その他

- (1) 入札に参加するときは、必ず「入札・工事契約の手引き」をよく確認してください。
- (2) 前各項に定めるもののほか、平塚市契約規則その他関係諸法令の定めるところによります。
- (3) 入札・契約に関する争議について発注者と受注者の間で解決できない場合、神奈川県建設工事紛争審査会にて仲裁を受けるものとします。
- (4) パソコンの不具合等により、電子入札システムによる入札ができなくなった場合には、開札日前日の 15 時までに契約検査課までご連絡ください。

(問い合わせ先)

平塚市契約検査課 契約担当

TEL : 0 4 6 3 - 2 1 - 8 7 8 0

URL : <http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/keyaku/index.html>

(電子入札システムの操作に関する問い合わせ先)

かながわ電子入札システム コールセンター

TEL : 0 1 2 0 - 9 2 1 - 1 8 2 (フリーコール)

市内業者優先発注等について

本市では、かねてより建設工事の発注にあたりまして、本市経済の活性化及び市内業者（平塚市内に主たる事業所がある者）の育成・振興を図る観点から、できる限り市内業者に発注するよう努めております。

登録業者各位におかれましては、このような本市の考え方についてご理解とご協力をいただき、本市発注工事を受注された際には、市内業者のより一層の受注機会の確保について特段のご配慮を賜りたく、下記事項について十分努力されるようお願い申し上げます。

1．本市発注工事の施工に際し、下請発注する場合は市内業者を活用するよう努めてください。

2．工事を下請発注する場合は、建設業法に従い適正な価格で請け負わせること、及び下請代金を適正な期間内に支払うこと等、下請契約及び下請代金支払の適正化に努めてください。

3．施工に必要な工事資材、建設機械等を購入又は借入する場合は、市内業者を活用するよう努めてください。

誓約事項及び競争入札参加資格確認に係る注意

1 競争入札参加申請に伴う誓約事項

本案件の競争入札参加資格確認申請者は、競争入札参加資格確認申請をもって、次のとおり誓約したものとみなします。

虚偽申請は競争入札参加停止及び指名停止の対象となりますのでご注意ください。

誓 約 事 項

当社(私)は、本案件の競争入札参加資格確認申請日において、次の事項について事実と相違ないことを誓約します。

なお、誓約後に「1」の事項を満たさなくなった場合、本案件の入札を辞退します。

1 入札公告および設計図書類に記載されている競争入札参加資格に関する事項を全て満たしています。

2 競争入札参加資格確認についての注意事項

競争入札参加資格「有」とされた場合でも、開札後、実績等要件に関する資格を改めて確認し、資格が確認できなかった者の入札は無効としますのでご注意ください。

3 経常建設共同企業体の申請について

経常建設共同企業体として取得したＩＣカード以外は認められません。

入札案件概要書

案件番号	08-532
案件名	市営東中原住宅 9・10・11号棟ベランダ排水立管修繕
履行場所	平塚市東中原二丁目地内
工事概要	市営東中原住宅の雑排水系統立管の更新 9・10・11号棟：5階建て6系統
工 期	契約日から令和9年1月29日
競争入札参加資格 確認申請締切日	令和8年9月4日（金）午後5時00分まで
入札期間	令和8年9月25日（金）午前8時30分から 令和8年9月28日（月）午前10時00分まで
開札日時	令和8年9月28日（月）午前10時30分
契約予定日	令和8年10月8日（木）

入札参加条件

登録業種	管
格付け又は総合点数	A・B
建設業許可	一般または特定
地域要件	平塚市内に本店を有すること
技術者	建設業法に従い適正な技術者を配置できること。契約時に資格・会社との雇用関係を示す書類を提出できること。
隣接工事	本案件工事現場区域と同一敷地内、もしくは隣接した平塚市発注工事を、開札時点において有していないこと。ただし、この時点までに完成認定を受けた工事は除く。
その他	本案件は、平塚市が定めた「工事請負契約に係る現場代理人の常駐義務緩和措置取扱要領」（平塚市ホームページの契約検査課トップページを参照）の条件を満たせば現場代理人の兼任を認めます。

※格付け・総合点数は、競争入札参加資格申請で公告日現在認定されている格付け・総合点数（主観点を含む）を指します。地域要件は、公告日現在ここに示した要件を満たしているものとします。